

金融ADR制度におけるJAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置

各JA・信連は、金融ADR制度における措置を講じていますので、お客さまが苦情・紛争の申出をする場合、以下のとおり、それぞれの窓口・外部機関をご利用いただくことができます。

苦情申出先

各JA・信連では、お客様の苦情に、適切に対応するよう態勢や内部規則を整備し、その概要を公表しています。

大分県内JA・信連の相談・苦情等受付窓口

JA名	担当部署	電話番号
べっぷ日出農業協同組合	営業推進部 金融事務課	0977-66-1235
大分県農業協同組合	金融部 金融企画課	097-535-7261
玖珠九重農業協同組合	企画総務部 企画総務課	0973-72-1135
九重町飯田農業協同組合	金融課	0973-79-2011
大分大山町農業協同組合	金融事業部 金融課	0973-52-3151
下郷農業協同組合	金融共済部 金融課	0979-56-2222
大分県信用農業協同組合連合会	リスク管理室	097-538-6418

JAバンク相談所でも受け付けます。

大分県JAバンク相談所 097-538-6480

紛争解決の申し出先

下記の弁護士会で紛争の解決を図ることができますので、利用を希望されるお客様は、苦情申出先または大分県JAバンク相談所(097-538-6480)にお申し出ください。JAバンク相談所から各弁護士会へのお取次ぎをいたします。

なお、下記の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

福岡県弁護士会紛争解決センター

センター名	電話番号
天神センター	092-741-3208
北九州センター	093-561-0360
久留米センター	0942-30-0144

※お客さまとJA・信連との苦情・紛争の解決にあたっては、本ページに掲載している窓口以外の他の団体等の窓口もご利用いただけます。